

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境影響評価準備書を環境影響評価法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 16 条および第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日から 10 月 30 日まで縦覧に供し、令和 5 年 9 月 29 日から 11 月 14 日まで意見を求めたところ、同法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 18 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見の提出がありました。

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表に示すとおりです。

意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 騒音・振動	
(1) 住宅地の振動、騒音対策はどのようなのか。	<p>環境影響評価の結果を踏まえ、騒音については必要に応じて「遮音壁の設置」などの環境保全措置を適切に実施することにより、できる限り環境影響を回避または低減します。</p> <p>振動については、要請限度を下回ると予測されます。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
(2) 騒音についてもバイパスから 20m 以内では、騒音振動が昼夜を問わず 70 dB 以上となる。五個荘奥町は静かな農村集落であり、国道 8 号線バイパスが新設されると、これまでの静かな集落とは大きく環境が変化することを危惧しています。	<p>自動車の走行に係る騒音は、環境保全措置の実施により、対象道路については、環境基準を満足するとの結果を得ています。</p> <p>対象道路以外の道路においては、当該道路管理者および事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。</p>
(3) 自動車の走行特記として、「東近江市五個荘奥町」については、対象道路の騒音値は超過しませんが、対象道路以外の影響により超過しますとあり、必要に応じて対策を講じますとありますが、環境保全処置の「遮音壁の設置」の予定区間には記載がありません。近隣の県道も含めた環境保全処置を明確に願います。	<p>なお、詳細な計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全に十分配慮します。また、事業実施にあたっては、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>
(4) 振動項目 3 項の中で、工事車両の運行の中には当地域はありますが、永久に生活環境に変化をもたらすこととなる自動車の走行項目に当該地域が予測地点に含まれていないことの理由を明確にしてください。尚、当該地域も予測地点に加えて頂くことを要望します。	<p>自動車の走行に係る振動の予測は、道路構造および交通条件が変化するごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定しています。</p> <p>東近江市の盛土区間の予測については、「東近江市南清水町」の予測位置で行っており、予測結果は、要請限度を下回ると予測されます。</p>

意見の概要	都市計画決定権者の見解
2. 日照障害	
(1) 自治会内の家によっては、真横に国道8号線バイパスが通るため、5時間以上の日陰と風が通らなくなることから家屋が湿気る。	日照障害の調査、予測および評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。
(2) 道路建設による日照障害の予測を行っているが、その予測条件が道路建設地の土地利用や住居状況に適合していないので予測結果も不正確となっている。そのため、今後、道路建設を行う段階や建設後に地域住民と大きな問題を生じるのではないかと。道路建設地は都市計画の用途地域指定も無い農村地域がほとんどで、住宅は2階建までの低層住宅であるにもかかわらず、日照障害の予測条件や判定時間を中高層住居よりまだ条件の悪い準工業地域の準住居地域を使用して日照障害がほとんど生じないとしているのは地域住民の信頼を裏切る行為ではないか。	予測の結果、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省計用発第4号）の公共施設の設置後の日陰時間を超過する日影が生じると予測されます。そのため、環境保全措置として、事業者の実行可能な範囲内で、「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」を実施し、高架構造物の桁高の検討、桁下空間の確保により、日照障害の影響をできる限り低減させることとしています。また、事業実施段階において必要に応じて同規定に基づき適切に対処します。
(3) 特記事項に日照障害は、「東近江市五個荘付近」において参考となる値を超過しますが、環境保全処置を実施することで、環境負荷を低減しますとありますが、具体的にどの様な日照不足対策があるのか明確にして頂きたい。我が家の日照対策としては、バイパス道路を数十m南へ計画変更して頂くだけで、解消できるものと考えます。検討願います。	
(4) 嵩上式だと農地の日照不足が心配されます。さらに農地買い上げにより三角形の農地ができないよう、また、細い農地とならないよう用地の工夫をお願いします。日照不足も含め農地の保全対策を明確にしてください。できない場合は、土地改良等を実施し、耕作が安定してできるように保証してください。	農作物については、環境影響評価における検討対象としておりませんが、事業実施段階、または、供用後において農作物に問題が生じた場合、本事業との関連が明らかになれば、補償等の適切な措置を講ずることとします。なお、対象事業に必要な用地については、事業実施段階で説明いたします。
(5) 道路建設地の大部分は水田であり、水稻への影響評価を行う必要がある。水田の場合の予測高さはH=4.0mではなくH=0.0mとなるので影響範囲は更に大きくなる。水田への影響基準が無ければ作って評価し、建設段階で地域住民とボタンの掛け違いが生じ道路建設が止まる事の無いようにして欲しい。さらに、日照障害は本線と同時に建設される側道（市道や町道）の融雪にも影響するので、国道整備で側道の融雪装置を整備する根拠としても予測する高さをH=0.0mとしておくことは重要ではないか。	
(6) 当該バイパスの線形から農地を斜めに分断すると共に、バイパス北側の農地の一部が日照不足となることが懸念されます。計画ルート上でのぶどう栽培や水田の耕作をしておりますが、バイパスが通過することで、四角な水田が台形となり、耕作しづらい水田となってしまいます。農地の三角田への対応、農地の日照不足への影響や対応処置を明確にして頂きたい。	

意見の概要	都市計画決定権者の見解
3. 景観	
(1) のどかな田園風景の甲良町内を高さのある構造で東西に分断する計画となっているが町のイメージも悪くなり、景観が非常に悪い。気象条件も変化すると考えられる。それを払拭するスマートな構造の検討を願う。	景観の調査、予測および評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。
(2) 景観についても環境保全処置を講じますとありますが、我が家の目の前にバイパスが計画されており、景観どころか目の前にはバイパスの構造物しか見えない状況となりますが、この環境保全処置を明確にして頂きたい。	予測の結果を踏まえ、環境保全措置として「構造物（橋梁等）及び道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討」および「地形改変部（法面含む）の緑化」を行い、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。
4. 事業計画	
(1) 盛土区間において、異常気象による線状降水帯の長時間発生時の洪水、犬上川の堤防決壊、洪水時の排水構造はどのような計画か。	環境影響評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。
(2) 東近江市五個荘奥町は過去何度も洪水被害に遭遇しています。嵩上式による盛土だと濁流が集落に留まる危険があるので、高架にしてください。	詳細な計画は、事業実施段階において検討しますが、盛土構造となる部分における内水の流れなど周辺地域への浸水被害の防止等も考慮しますので、内水の流れに著しい影響は生じないと考えております。
(3) 近江鉄道線路上の愛知川洪水による濁流の排水設備は、現在 3 か所です。国道 8 号線バイパスの新設より濁流が集落に留まる危険があるので、新たな濁流排水設備を増設してください。	また、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。
(4) 小規模な宅地開発においても治水の安全性について検討がなされ利害関係者への説明が行われるのになぜ、このような大規模の道路建設で治水の安全性について予測評価がされていないのか。	
(5) 高盛土形式の道路が建設されて明治 29 年の様な大豪雨（597 mm/日）が発生すると、高盛土道路の上流側は洪水がせき止められて水害範囲が拡大することになるので、治水安全性について予測評価をすべきである。建設段階の説明会で要望が出てても時遅しであり早い段階から予測評価すべきである。	
(6) 盛土の計画高はどれ位なのか。	盛土材は、掘削工事等により発生した建設発生土を再利用する計画です。
(7) 盛土の土砂はどこから調達する計画なのか問う。	なお、詳細な計画は、事業実施段階において検討し、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画（続き）	
(8) 台風や強風時、風の流れが従来より変化するが検討されているのか。	<p>環境影響評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。</p> <p>本事業の実施に伴う風の影響については、環境影響評価の対象としていませんが、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
(9) 環境影響評価項目の追加に風の影響についても検討項目に加えて頂きたい。当該地域は1月から3月に北北西の強風が吹き、バイパスが風を遮ることとなるためこの影響についても検討願いたい。	
(10) 役場付近交差点で上り入口（彦根方面）下り出口が（彦根方面から）、池寺下之郷線千交差点で下り入口（大阪方面へ）登り出口（大阪方面から）の計画になっているが、町道池寺下之郷線を県道昇格には東海道新幹線高架下を拡幅しないと昇格は見込めない。高架下を改良なりアンダーパスや新幹線越えの高架計画は JR 東海は認めないとの事。これを解決しないと大型車の通行利用が増えることは見込めない、北落呉竹線交差点に大阪・彦根方面の出入口にするのが得策と考えるが問う。	<p>対象道路との接続箇所は、地形等に配慮しつつ、広域ネットワークを形成する路線との接続を踏まえて計画しています。</p>
(11) 計画のランプ位置では、五個荘奥町周辺道路の交通量の激増が予想されます。よって、ランプ位置（国道8号線バイパスの出入り口）を栗見八日市線 52 号に変更してください。	
(12) 工事完了後には側道を設けるのか。	<p>側道の設置や県道、町道の交差点改良については、事業実施段階において地域の交通状況や周辺道路の整備状況を踏まえ、関係機関と協議等を行います。</p>
(13) BP 工事に当っては現行道路を利用せねばならないが、将来を見据えて県道、町道の交差点改良も併せてお願いしたい。	
(14) 集落へ侵入する車両が多くなるので、五個荘奥町周辺（県道 328 号、御代参街道、奥三俣線）道路の拡幅と交通安全整備（横断歩道、信号等）を願います。	
(15) 愛知川の架橋について、橋脚設置により水流が変化し洪水が心配されます。丈夫な愛知川河岸となるよう再整備してください。	<p>渡河部においては、河川の改変を極力抑えるとともに、河川の機能を確保し、河川の流れを阻害しない河川幅を確保した計画とします。</p> <p>また、橋脚の設置を予定している芹川、犬上川および愛知川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに、橋脚の断面積を大きくしない計画とします。</p> <p>なお、事業実施段階において、河川管理者と協議のうえ、必要な対策について検討を行います。</p>

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画（続き）	
(16) 現計画より南側（建部下野町側）へ宅地から50m以上（少しでも遠くへ）離してください。	対象地域では、日常的な渋滞の発生により、高速ICまでのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。
(17) 栗見八日市線52号を御代参街道に合流させるなど県道328号を堤防下に設ければ、国道8号線バイパスが愛知川堤防の高さで交差でき嵩上の高さを低くできます。また、高压電線をより高くすることもできます。上記のような工夫をし、高压電線より国道8号線バイパスを南へ移動してください。	また、渋滞に付随して国道8号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。 これらの産業、渋滞、事故、観光に関わる課題を解決するために、都市計画対象道路事業では、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」の4つの政策目標を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的としています。
(18) 本件道路事業計画の予定ルートでは、五個荘奥町を通ることに成っていて、申出人の所有する田畑や山林が、6～8筆も掛かってくることに成りそうであり、1筆だけが掛かってくるというようなことでは全くない訳であり、この予定ルートでは、申出人にとって、生活権の侵害であり、到底当該計画に同意することはでき兼ねるので、先ず最初に、当該計画の予定ルートの変更（白紙撤回）を求める。尚、予定ルートの変更（白紙撤回）がどうしても出来ないと言うのであれば、五個荘奥町地区周辺の予定ルートは、地下を利用して、地下トンネル道路にする以外に、方法はないものと考えて頂きたい。地下トンネル道路であれば、仮に将来、何処からか、ミサイルが飛来するようなことが有っても、一時的に、地下トンネル道路に避難することも可能であり、防空壕の替わりになり、一石二鳥である。	道路事業の効率的な実施に関し、平成28年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や「社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会（以下、近畿地方小委員会）」を3回実施し、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、近畿地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、総合的に検討してきました。 検討の結果、近畿地方小委員会での有識者や県民等の意見を踏まえ、複数案としていたルート帯のうち、以下の選定理由により「山側ルート」を対応方針として決定しました。 なお、周辺土地利用や円滑な走行性等を勘案し、現計画が最適であると考えております。
(19) 五個荘奥町地区周辺の予定ルートには、関電の鉄塔送電線（特別高压7.7万V送電線）が通っており、この関電の鉄塔送電線の北側に沿うように、当該道路の予定ルートが計画されており、五個荘奥町集落内へ食い込む状態に成り、五個荘奥町集落内の住民らの迷惑は、全く顧みないデタラメな予定ルートに成っていて、到底同意することはでき兼ねるので、この予定ルートの変更（白紙撤回）を求める。尚、五個荘奥町地区周辺の予定ルートに掛かってくる、関電の鉄塔送電線（特別高压送電線）から、南へ500メートル位離れた位置にも、関電の鉄塔送電線（特別高压送電線）が通っているので、両方の鉄塔送電線（特別高压送電線）の中間（カルナハウスの南側）を通るように、この予定ルートの変更（白紙撤回）を求める。何れにしても、地下トンネル道路とする必要がある。	<p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「山側ルート」は、「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全ての政策目標に寄与する。 地域の意見聴取結果において、政策目標に関しては「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全てについて重視すべきとする意見が寄せられており、「都市計画道路活用ルート」および「山側ルート」が適している。 配慮事項としては、「生活環境（騒音、大気汚染）への影響」、「市街地からのアクセス」、「影響する家屋」への配慮を望む意見が多く寄せられており、「山側ルート」は、特に「生活環境（騒音、大気汚染）への影響」、「影響する家屋」に対して配慮することができる。 従って、総合的に判断して「山側ルート」が適していると考えます。 <p>なお、詳細な計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全に十分配慮します。また、事業実施にあたっては、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画（続き）	
<p>(20) 五個荘奥町地区周辺の予定ルートでは、近江鉄道との交差箇所や一級河川愛知川との交差も有るため、当該予定ルートの工法は、盛土や橋梁方式により、地上高さ5メートル位の、高架道路を計画しているようであるが、とんでもない事である。東近江市五個荘地区には、既に、新幹線の高架鉄道が通っていて、五個荘地区は、この新幹線の高架鉄道の、盛土や橋梁の壁により、完全に、東西に分断された状態にあり、地元に住む住民らにとっては、全く無用の長物であり、申出人は、この新幹線の高架鉄道の下を通る毎に、盛土や橋梁の壁により、息苦しさを感ずる日々である。この上更に、本件道路事業計画の予定ルートは、東近江市の五個荘奥町周辺地区では、地上高さ5メートル位の、盛土や橋梁方式による、高架道路が予定されていて、今度は、この高架道路の盛土や橋梁の壁により、五個荘地区は、南北に分断される状態に成り、地元に住む住民らにとっては、この高架道路の盛土や橋梁の壁も、全く無用の長物であり、申出人は、この高架道路の盛土や橋梁の壁を、想像しただけでも、胸が悪くなり、吐き気さえ催す日々である。五個荘奥町周辺地区に住む、地域住民らが望む、国道8号バイパス道路は、その基本として、地上を通る道路であり、それ以外念頭になく、結果的に、五個荘地区を盛土や橋梁方式の壁で、東西南北に、4分割するような、こうしたデタラメな計画は、100%受け入れることなど、決してないので、予定ルートの変更(白紙撤回)をされたい。</p>	<p>同上</p>
<p>(21) ルートの白紙撤回に関して、本件道路事業計画の予定ルートは、一旦、白紙撤回として、その代替提案に、現在の国道8号の位置より、琵琶湖側(西側)の位置に、バイパス道路を設けるように、検討されたい。</p>	
<p>(22) 現在、五個荘奥町周辺地区に必要な橋や道路は、県道328号の奥新橋からの続きで、一級河川愛知川左岸からこの河川を渡って、右岸側の県道に通じる橋や道路が、早急に、必要に迫られている状況である。</p>	
<p>(23) 降雪時の除雪対策、雪捨場はどこか。降雪時には融雪剤を使用されると思うが塩害防止策、排水処理方法はどうか。</p>	<p>融雪剤(凍結防止剤)は、路面から道路の排水路に流入する計画としており、公共用水域に流入後、速やかに拡散・希釈されるものと考えています。</p>
<p>(24) 路面入水等の処理について、田の用水路へ混入しないように専用排水路を大同川まで設置するとともに、田の用排水路の整備をしてください。</p>	<p>なお、降雪時の除雪対策及び路面排水の処理方法については、事業実施段階で必要に応じ、関係機関と協議等を行い、適切に対処します。</p>
<p>(25) 田んぼを斜めに通過する計画になっているが土地買収方法は。</p>	<p>対象事業に必要な用地については、事業実施段階で説明いたします。</p>